

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

●文中「SC」はサービスセンターの略です。

各種手当の届け出は お忘れなく

① 特別児童扶養手当

対象▶身体・知的・精神に、中程度以上の障がいのある20歳未満の在宅のお子さんを養育しているかた
支給額(月額)▶1級(重度)は5万1千100円、2級(中度)は3万4千30円

② 障害児福祉手当

対象▶20歳未満で身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅のお子さん
支給額(月額)▶1万4千480円

③ 特別障害者手当

対象▶20歳以上で身体障害者手帳のおおむね1・2級程度の障がい
が重複もしくはそれと同等の疾病障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅のかた
支給額(月額)▶2万6千620円

*各手当は、認定基準に照らし合わせて支給決定します(所得制限あり)。また、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、同程度の障がいがあるかた(施設入所者は除く)は対象となります。

■ 住所変更などは届け出を

受給しているかたの住所が変わ

る場合は、必ず届け出てください。

また、③の手当を受給しているかたが老人ホームなどの施設へ入所したり、病院や老人保健施設などへ継続して3か月以上入院した場合は、支給資格がなくなりま

す。そのまま受給していると、支給した手当をさかのぼって返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

● 問い合わせ

障がい福祉課企画

管理担当 ☎(866)2093

● 児童扶養手当

対象▶18歳までのお子さんや中程度以上の障がいがある20歳未満のお子さんがある母子家庭の母、父子家庭の父、またはそのお子さんを養育しているかた
支給月額▶おさんが1人のときは4万2千円、おさんが2人のときは4万7千円、おさんが3人以上いるときは4万7千円に3人目以降のお子さん1人につき3千円を加算

*申請者や同居している扶養義務者(申請者の父母、祖父母、兄弟姉妹など)の所得が一定額以上あるときは、手当の一部または全部が受給できません。

*公的年金などを受給している、その月額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分を支給

■ 婚姻や年金を受給した場合などは届け出を

児童扶養手当を受給しているかたが婚姻した場合(事実上の婚姻関係、内縁・同居を含む)は、支給資格がなくなります。また、公的年金などを受給した場合は手当額の見直しが必要となります。

いずれの場合も速やかに届け出てください。届け出が遅れると、支給した手当を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

● 問い合わせ

子ども総務課 ☎(866)8957

修学一時資金緊急給付金を活用ください

進学などによる経済的負担を軽減するため、大学などに入学する際に必要な生活準備費用、入学時等納付金費用または授業料などに充てる費用の一部を補助します。

学生1人につき最大10万円まで。詳しくは、福祉総務課生活支援担当へお問い合わせください。

条件(すべて満たすかた)

- ① 秋田市に在住している(住民登録して3か月以上)
- ② 本人またはおさんが、大学・短大・専門学校に入学予定か在学习している
- ③ 秋田県社会福祉協議会生活福祉

資金就学支度費か母子父子寡婦福祉資金貸付金就学支度資金を借りている。ただし、母子父子寡婦福祉資金を借りているかたは、給与や公的年金など、総合課税の対象となる所得の合計が400万円以下(事業所得の場合、300万円以下)

④ 秋田市修学一時資金緊急利子補給金交付要綱に基づく利子補給金の交付を受けていない

● 問い合わせ

福祉総務課 ☎(866)6646

ハンセン病の補償金の申請は3月31日(木)まで

過去にハンセン病にかかったことがあるかたには、国から補償金(和解一時金)が支払われています。既に亡くなられたかたも対象です。補償金の申請期限は3月31日(木)。対象となるかたは、市ホームページをご覧ください。次の相談窓口へお問い合わせください。

相談窓口

▼(公財)沖縄県ゆづな協会 ☎0998(636)9528

▼法律事務所

☎0998(938)4381

▼厚生労働省(難病対策課)

☎03(5253)1111

● 問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1180



アンダー35正社員化促進事業
若者の地元定着を!
1人につき年20万円を3年間助成

人口減少対策の一つとして、非正規雇用の正社員化を促進し、若年者の地元定着をめざすため、市では4月から「アンダー35正社員化促進事業」をスタートします。

市内在住の35歳未満の非正規雇用者を正社員に転換した市内事業主に対して、1人につき年20万円を3年間助成します。

詳しくは、商工労働課へお問い合わせください。☎(866)2114

対象となる事業主(①~④すべてに該当)

- ①市内に事業所がある法人
- ②市税に滞納がない
- ③正規雇用者を労働保険(労災・雇用)、社会保険(健保・厚生年金)の被保険者としてしている
- ④正規雇用転換を行った事業所において、当該正規雇用転換を行った日の前日から起算して6か月前の日までの間に、事業主都合により正規雇用者を解雇したことがない

* 次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ▶ 風俗営業など ▶ 暴力団・暴力団員と密接な関係がある ▶ 国、地方公共団体、独立行政法人および特定地方独立行政法人 ▶ その他市長が適当でないと思えたもの

対象となる労働者(①~④すべてに該当)

- ①正規雇用転換で正規雇用者になった日において35歳未満
- ②正規雇用転換で正規雇用者になった日において、市内に住所があり、継続して市内に居住している
- ③対象事業主に6か月以上非正規雇用者(派遣労働者を含む)として雇用された後、平成28年4月1日から31年3月31日までに正規雇用転換により正規雇用者として雇用された
- ④正規雇用される条件で雇用されていない

食品表示記載例

名称	マカロニサラダ
原材料名	マカロニ(小麦・乳成分を含む)、きゅうり、人参、玉ねぎ、マヨネーズ(卵を含む)、ハム、香辛料、食塩、砂糖、食酢
添加物	調味料(アミノ酸等)、酸化防止剤(V.C)、コチニール色素、カゼインNa(乳由来)、増粘多糖類、発色剤(亜硝酸Na)、リン酸Na

* 原材料名・添加物欄の最後に「一部に〇〇を含む」のように、アレルギー物質をまとめて表示する場合があります。

**食物アレルギーを
防ぐため、食品表示の確認を**

食物アレルギーのおもな症状は、じんましん、湿疹、下痢、おう吐、腹痛、せき、呼吸困難などがあります。場合によっては、原因食品を食べる数分から30分以内に、アナフィラキシーショック(全身発赤、呼吸困難、血圧低下、意識消失など)

食品表示の確認を!

加工食品では商品名や外観だけでは、アレルギー物質を含んでいるか分からない場合があります。卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生が微量でも含まれるときは、必ず表示されているので確認しましょう。記載例は上記。不安なときはお問い合わせを

表示義務のないアレルギー物質が起こり、重篤な症状になることもあります。また、食品を製造する際に原材料として使用されていなくても、同じ工場内で製造するラインや器具を共有することで、アレルギー物質が混入することもあります。不安なときは、商品に記載されている製造所や、お客様相談室などに問い合わせましょう。

● 問い合わせ
衛生検査課 ☎(883)1181

12月の所得にかかもの(市・県民税の申告を、3月15日(火)まで市内各所で受け付けています。昨年と会場が異なる地域がありますので、詳しくは広報あきた2月5日号4・5ページをご覧ください。

市役所北側の職員研修棟2階の申告会場は、全地区どなたでも利用できます。受け付けは、平日の午前9時~午後3時。階段の利用が難しいかたは、市役所1階の市民税課へお越しください。

● 問い合わせ
市民税課
☎(866)2055

